

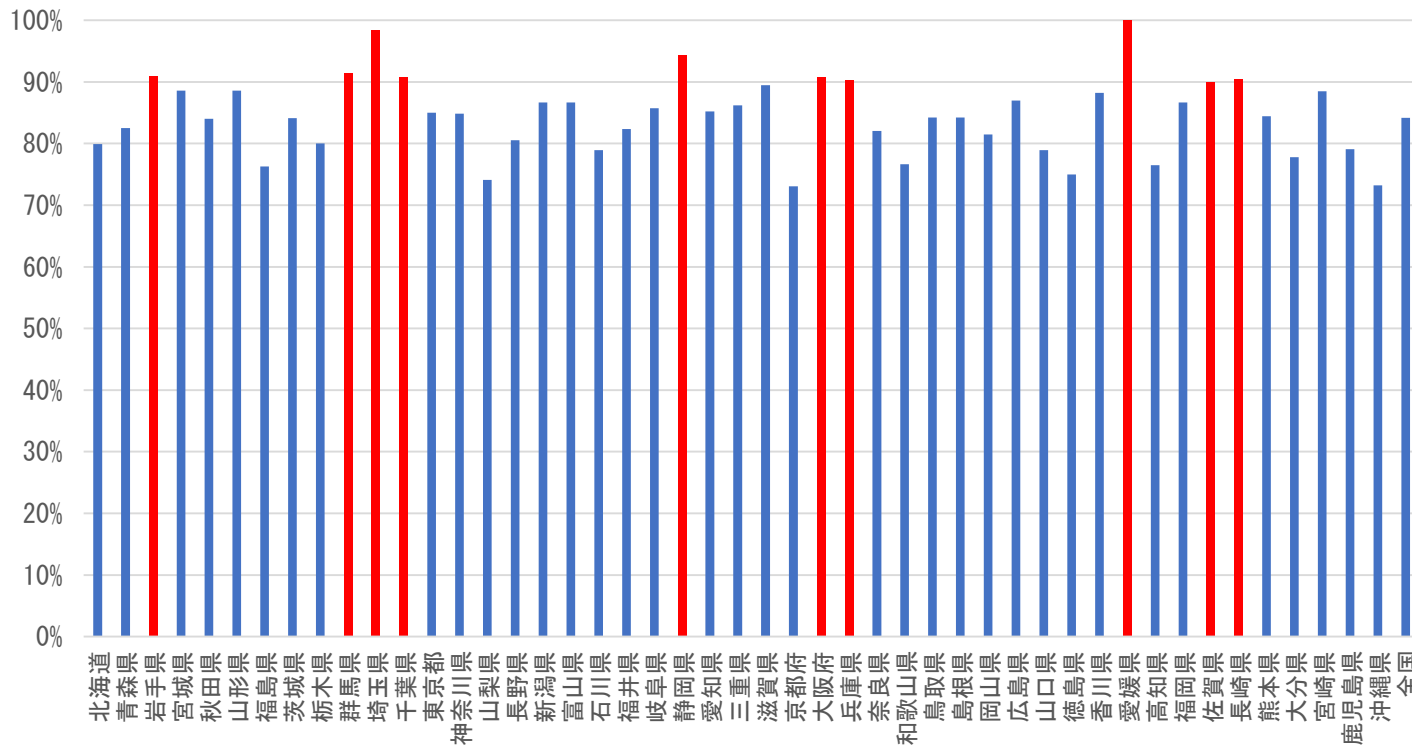
固定資産税用空中写真撮影の実態に関する調査業務 調査結果の概要

国土交通省国土地理院
平成30年2月

回答数及び回答率

- 調査対象機関 1, 719市町村（東京都含む）のうち、**1, 451市町村から回答**があり、**回答率は84.4%**と高い結果であった。
- 回答率は、すべての都道府県で70%を超え、80%以上90%未満が25都県、90%以上100%未満9府県、100%が1県であった。
- 市町村単位では、792市のうち722市（91.2%）、744町のうち601町（80.8%）、183村のうち128村（69.9%）から回答があった。
- 回答方法は、FAXが1,135（78.2%）、Eメール287（19.8%）、郵送等29（2.0%）であった。

回 答 率



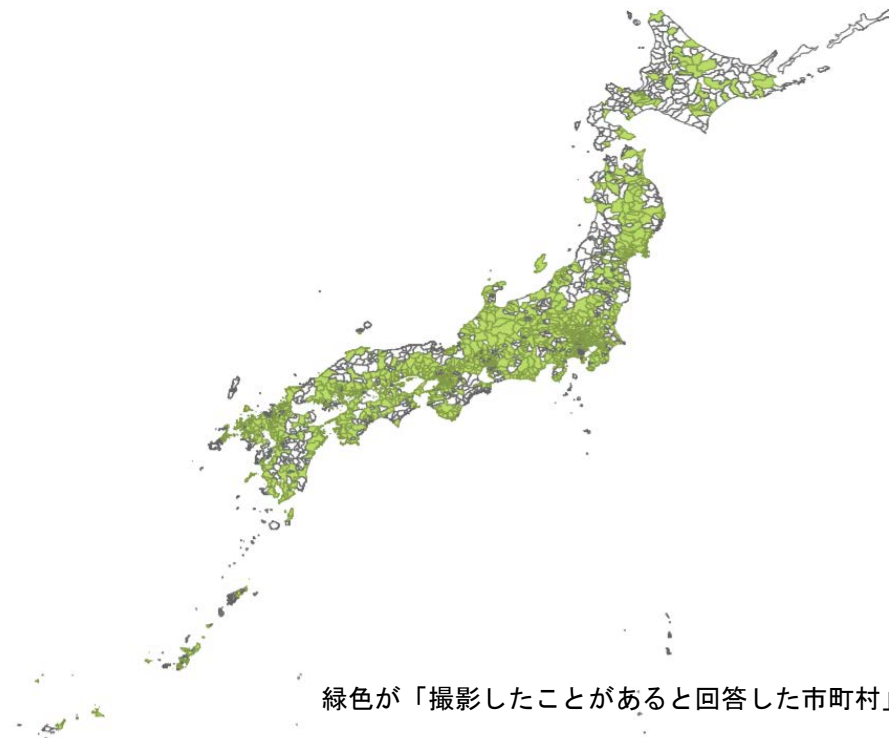
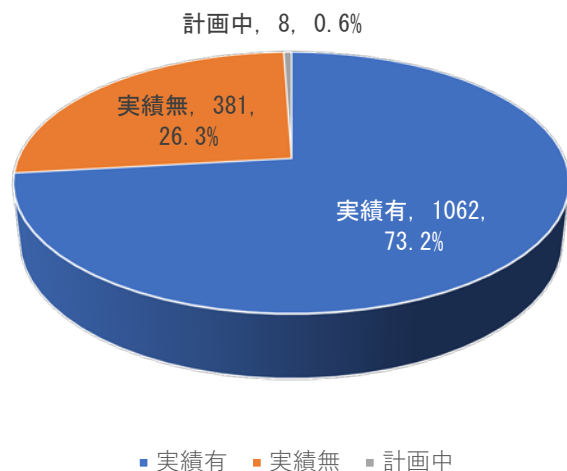
回答率が高い県

回答率	県名
100%	愛媛県
98.4%	埼玉県
94.3%	静岡県
91.4%	群馬県
90.9%	岩手県
90.7%	千葉県
90.7%	大阪府
90.5%	長崎県
90.2%	兵庫県
90.0%	佐賀県

Q 1 : 固定資産税調査用空中写真撮影の実績

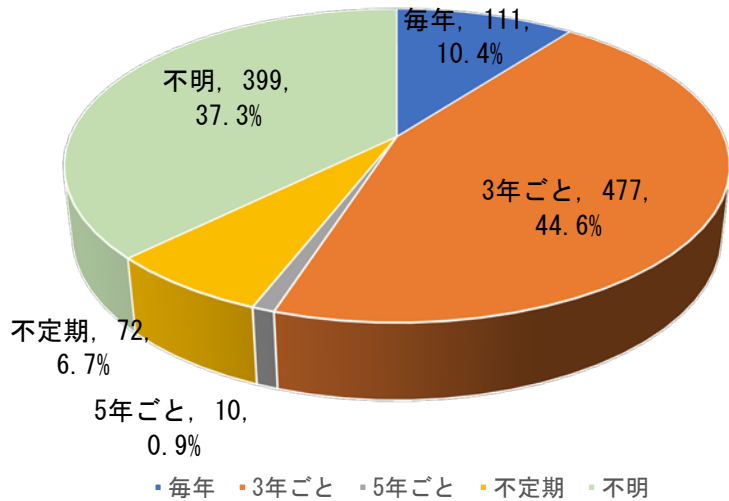
- 「**撮影したことがある**」と回答した市町村は**1,062**で約**73%**であった。
- 市町村単位では、「撮影したことがある」と回答した市が630（87.3%）、町が381（63.4%）、村が59（46.1%）であった。
- 群馬県、埼玉県、静岡県、滋賀県、大阪府、佐賀県は、回答したすべての市町村で「撮影したことがある」と回答している。
- 関東、中部、近畿地方の市町村は、撮影実績が多く、北海道、東北、山陰、九州地方の撮影実績がない市町村が多い。
- 空中写真の撮影は、各市町村単独での実施が圧倒的に多いが、**茨城県、京都府、三重県、香川県、佐賀県は県主体で撮影**している。また、**近隣の市町村と共同撮影しているケースが宮城県、東京都、静岡県など6県**、鹿児島県は土地改良事業団との共同撮影を行っている。
- 「撮影したことがない」と回答した市町村が多い都道府県は、北海道、秋田県、山形県、福島県、鳥取県、島根県、熊本県、宮崎県であった。

空中写真撮影の実績

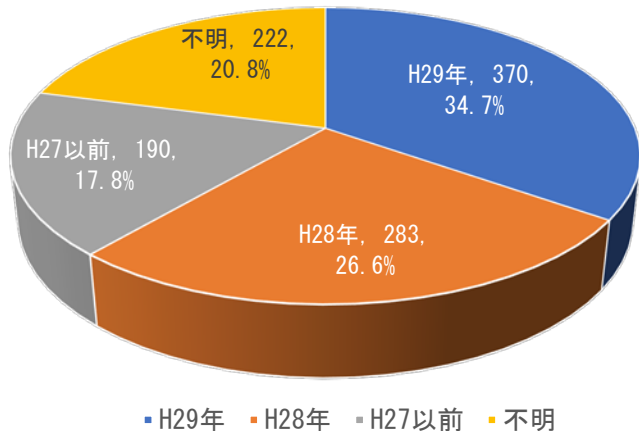


撮影周期と直近の撮影年

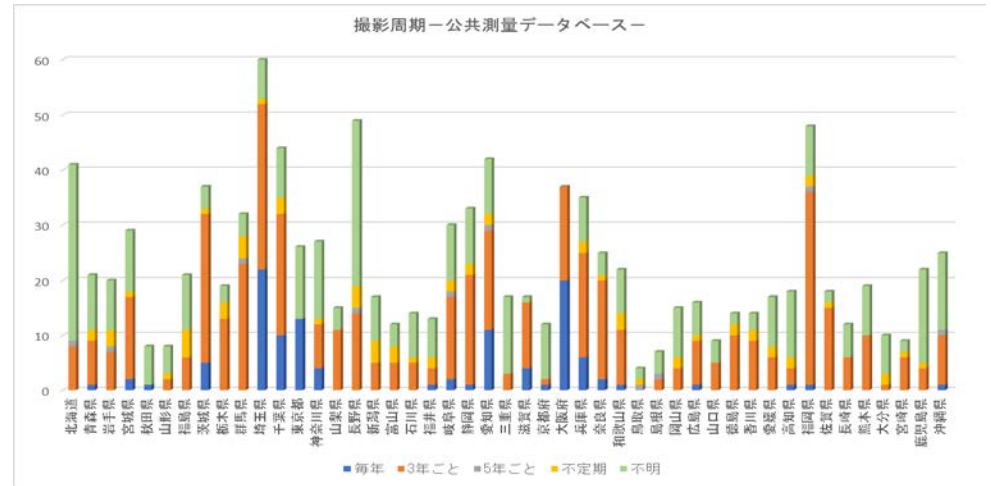
撮影周期



直近の撮影年

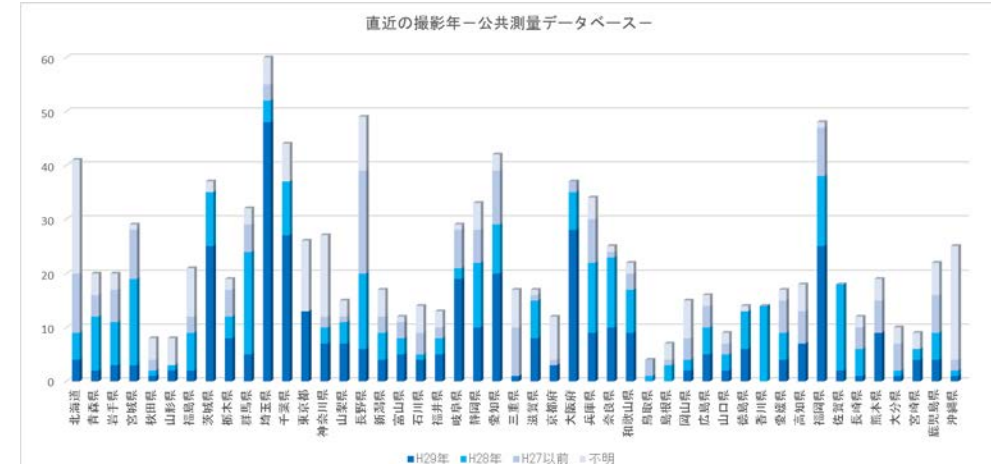


○定期的（毎年または3年ごと）に撮影している市町村が半数以上
 ○毎年撮影を行っている市町村が多い県は、埼玉県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府である。



○固定資産の評価替えの前年度の1月1日が調査基準日のため、この時期に撮影が集中する。

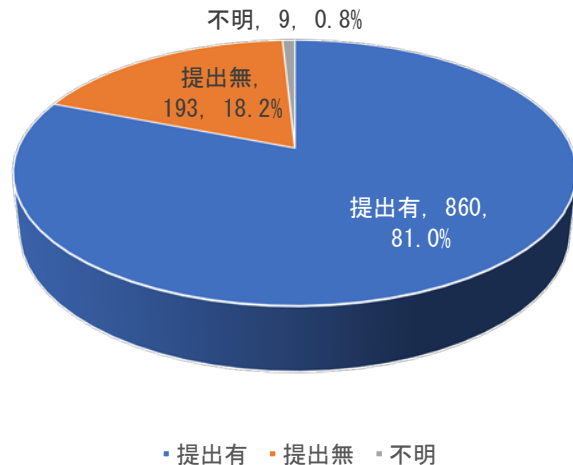
（今回は平成30年3月31日評価替えで、調査基準日が平成29年1月1日である。）



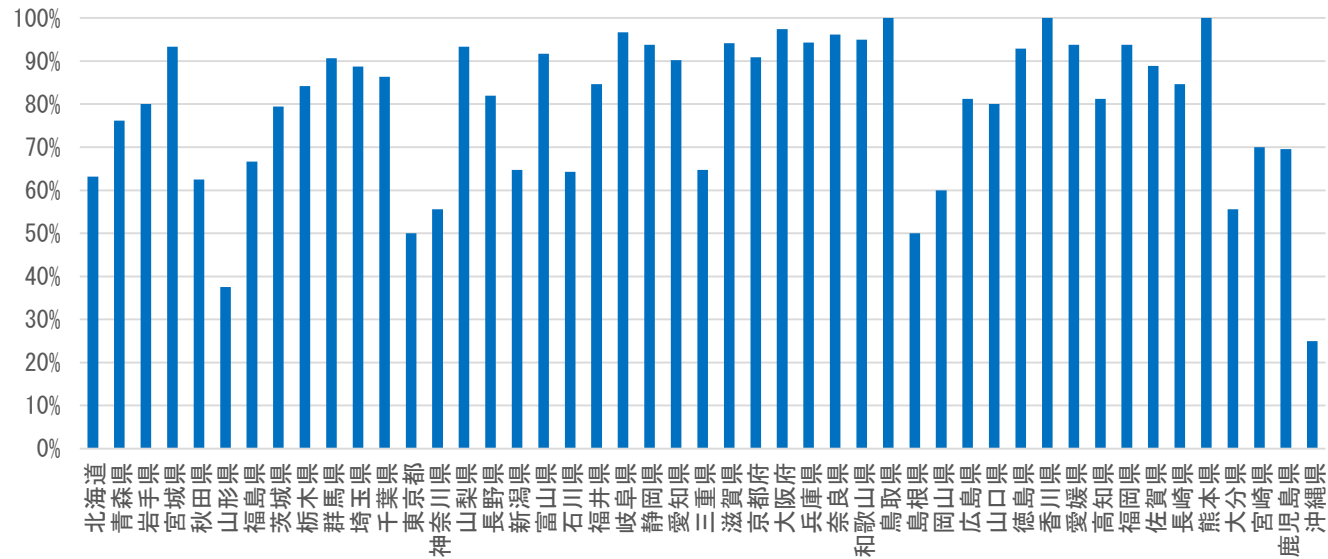
Q3：公共測量実施計画書の提出

○「提出している」と回答した市町村は、**860（81.0%）**であった。**届出は定着している。**
 ○提出率が60%を下回っている県は6県で、最も低いのは沖縄県の25%、次いで山形県37.5%、東京都、島根県が50%となっている。沖縄県は、「撮影したことがある」と回答した市町村でも「民間が撮影した写真を利用している」と回答、従って測量計画機関ではないので計画書の提出はしていない、と回答しているためと考えられる。他の県については、その理由は不明。

公共測量実施計画書の提出状況



公共測量実施計画書の都道府県別提出率



Q 4 : 空中写真の仕様

○「地上画素寸法」は、10cm～20cmが64.7%と最も多く、10cmが10.4%、20cmが7.7%となっている。

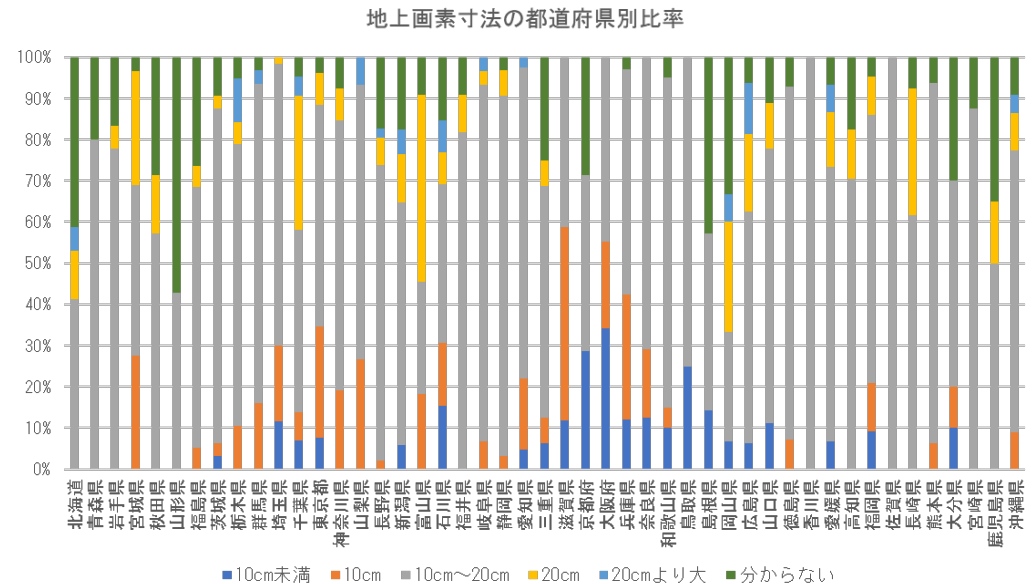
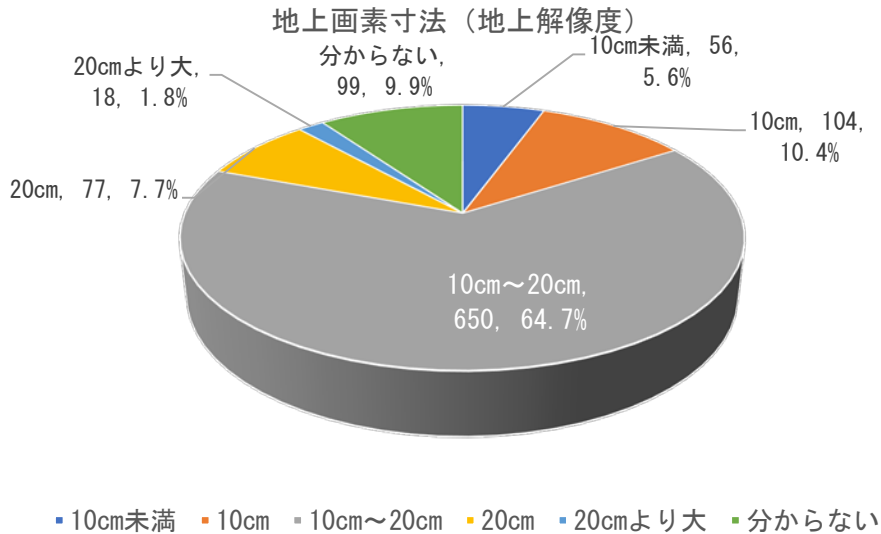
○密集市街地を抱える都市部では、10cm以下の「地上画素寸法」で撮影している市町村が多い。

【参考】

平成28年度に公共測量実施計画書の届出があった386件の空中写真撮影の地上画素寸法

10cm以下が70件（18.1%）、10cm～20cmが240件（62.2%）、20cm以上が66件（17.1%）、その他10件（2.6%）

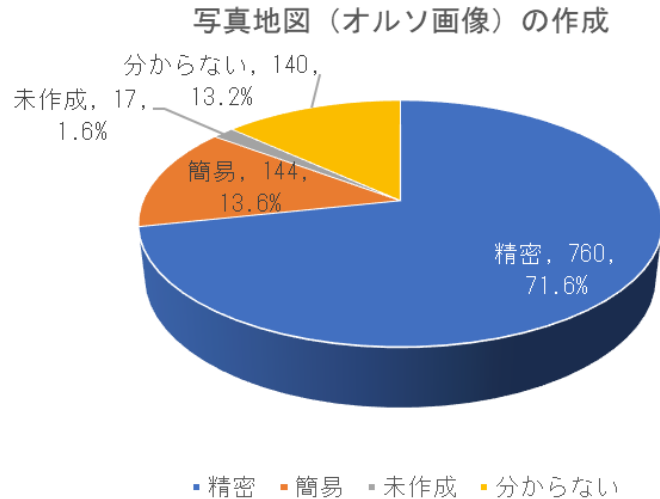
（「国土地理院技術資料A2-No. 61 平成28年度 公共測量記録」より）でほぼ同様の結果であった。



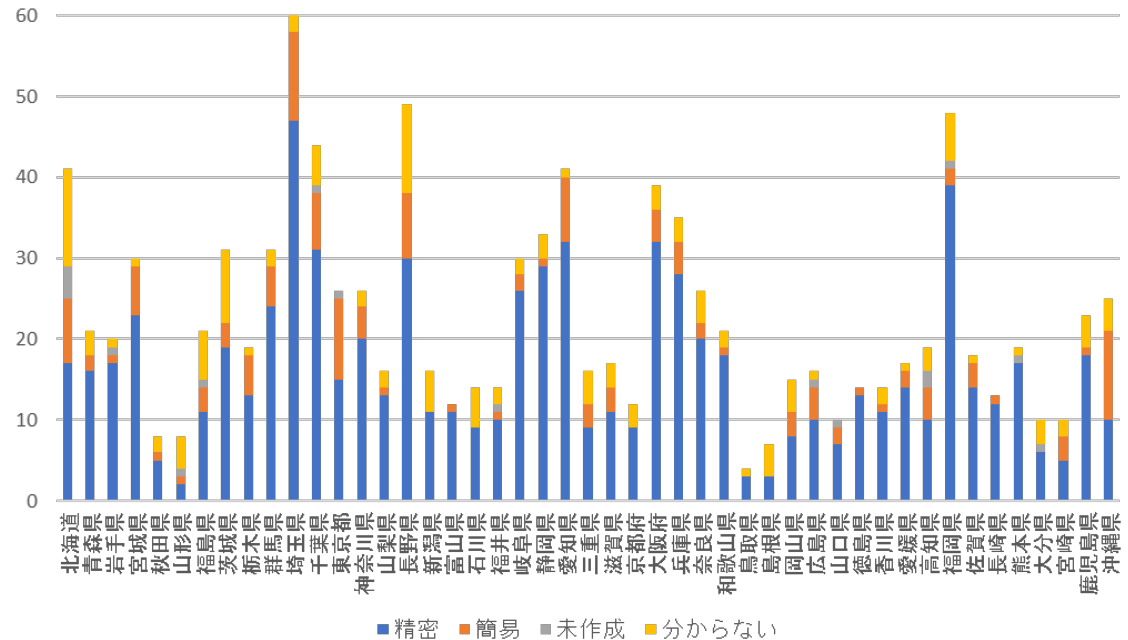
Q5：写真地図（オルソ画像）の作成

○「写真地図（オルソ画像）」は、精密オルソが760市町村（71.6%）、簡易オルソが144市町村（13.6%）で約85%の市町村で作成されている。

○一方で13.2%の市町村で「写真地図（オルソ画像）」が作成されているか分からない、と回答している。その理由として、写真地図（オルソ画像）がどのようなものか、市町村の担当者が分かっていないことが考えられる。（問い合わせも多かった）



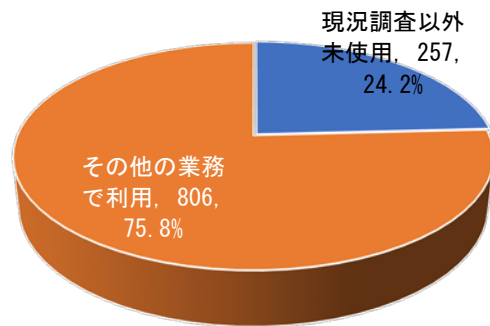
写真地図（オルソ画像）の作成 都道府県別



Q 7 : 撮影した空中写真、または写真地図（オルソ画像）を固定資産の現況調査以外での利用

- 「空中写真」、「写真地図（オルソ画像）」の現況調査以外での利用は、75.8%と固定資産税調査用で撮影した空中写真等を他の業務にも有効活用している。
- 主な利用事例として、統合型GISの背景、都市計画基本図、各種台帳の整備、空き家管理・空き家対策など様々な業務で利用している。

空中写真の利用状況



■ 現況調査以外未使用 ■ その他の業務で利用

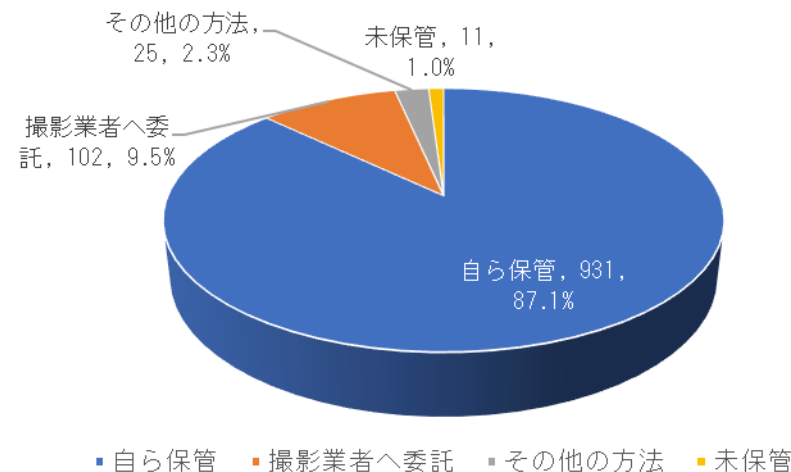
主な利活用事例

- 統合型GISの背景
- 都市計画基本図の作成（修正）
- 各種台帳（道路台帳、農地台帳、上下水道台帳等）
- 公有財産管理
- 防災（ハザードマップ、土砂災害警戒区域図）
- 空き家管理・空き家対策
- その他各部署業務の現況確認 等

Q 8 : 撮影した空中写真の保管状況

- 撮影した空中写真の保管状況は、「市町村自ら保管」が、87.1%と最も多く、「撮影業者へ委託」は9.5%となっている。
- その他では、「市町村と撮影した業者双方で保管」がほとんどである。
- 「保管していない」と回答した市町村は11あるが、その理由については「民間が撮影した空中写真を利用」、「他の部署で撮影した写真を利用している」等である。

保管状況



■ 自ら保管 ■ 撮影業者へ委託 ■ その他の方法 ■ 未保管

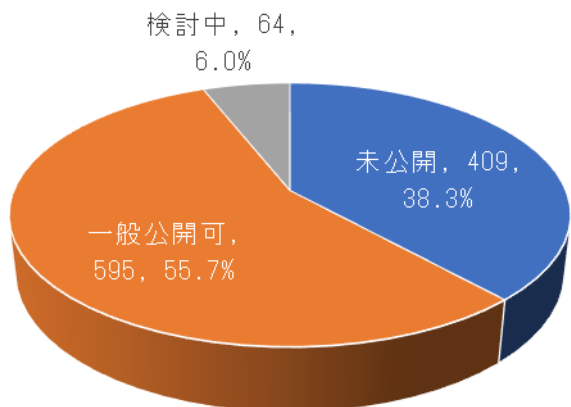
Q9：一般への閲覧または提供の状況

○撮影した空中写真の一般への「閲覧または提供している」市町村は55.7%、「閲覧または提供していない」市町村は38.3%である。

○閲覧または提供していない理由は、「検討したことがない」39.8%と最も多く、次に「個人情報に該当するおそれがあると判断」が27.8%、「地方税法22条に違反する可能性がある」と判断が10.0%である。

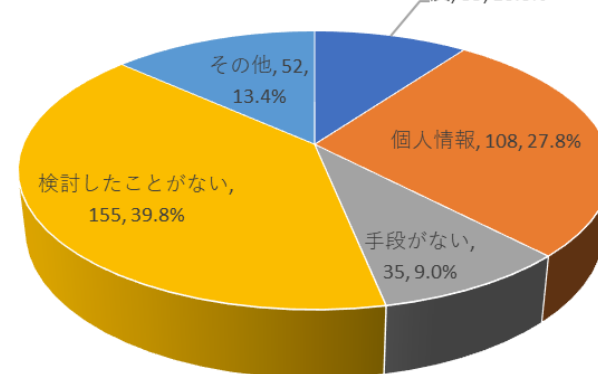
○また、その他の理由では、「業務契約上、著作権が撮影業者にあるため閲覧・提供していない」が最も多く、次が「課税資料あるいは内部資料に限定している」、「プライバシーが含まれている」がある一方で、「空中写真も行政文書として情報公開請求に応じている」もあり、市町村によって考え方の違いがあることが分かる。

一般への閲覧または提供の状況



■未公開 ■一般公開可 ■検討中

未公開の理由



■地方税法22条違反 ■個人情報 ■手段がない ■検討したことがない ■その他

地方税法

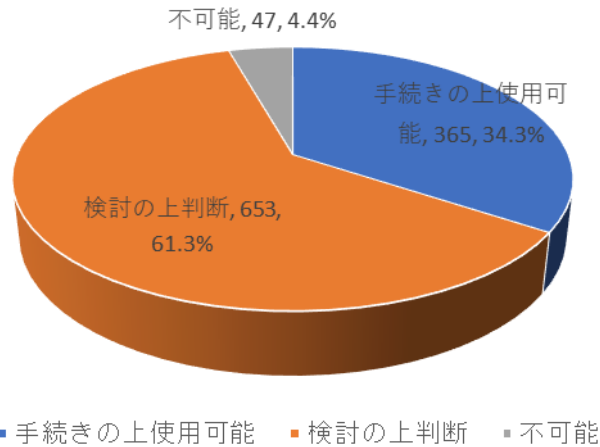
(秘密漏えいに関する罪)

第二十二條 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

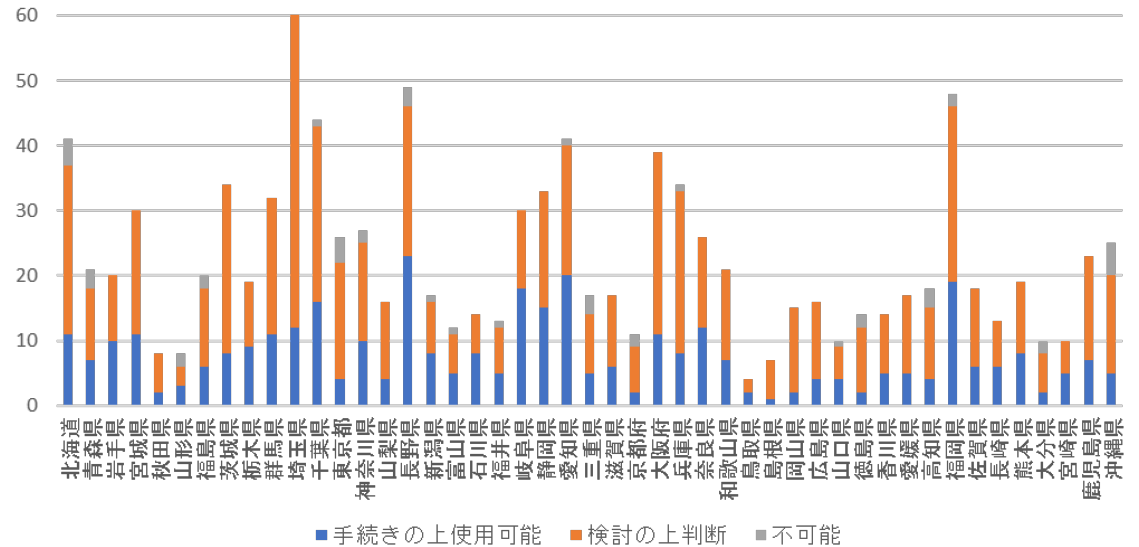
Q10：国土地理院業務への使用の可能性

○国土地理院業務への使用の可能性については、「一定の手続きのもと、使用は可能である」が365市町村（34.3%）、使用可否については、「事業の内容を検討の上判断」が653市町村（61.3%）で、約95%は使用できる可能性が高い。
 ○不可能と回答した理由は、「撮影した業者に著作権がある」がほとんどで、その他「撮影年が古い」、「撮影した空中写真には個人情報やプライバシーに関する情報が含まれていると判断している」等がある。

国土地理院業務への使用の可能性



国土地理院業務への使用の可能性 都道府県別



調査のまとめ

○約70%の市町村が固定資産税調査用空中写真撮影の実績がある。

○撮影された空中写真の地上画素寸法は20cm以下が約84%と基盤地図情報の更新に十分利用できる精度を有している。

○撮影範囲も市町村全域が多く、県が主体でほぼ全域を撮影している府県もある。また、隣接市町村との共同撮影も多いことから広範囲の更新業務に利用可能である。

○国土地理院業務への利用の可否については、約95%が「一定の手続き」、または「業務内容を検討の上判断する」としていることから利用できる可能性は高い。

○撮影した空中写真を利用した都市計画基図の更新を実施している市町村も多いことから、この更新された都市計画基図を利用することによる経費の節約も考慮する必要がある。